

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

平成22年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第8号

北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

北海道消費生活条例施行規則（平成12年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。  
目次中「消費者の保護」を「危害の防止、規格等の適正化等」に、「第41条」を「第42条」に改める。

「第2章 消費者の保護」を「第2章 危害の防止、規格等の適正化等」に改める。

第2条中「第9条第2項」を「第9条第3項」に、「第17条第2項」を「第15条の2第3項、第17条第3項」に改め、「規格、表示等の基準遵守勧告書」の次に「別記第2号様式の2の不当な表示是正勧告書」を加える。

第3条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は条例第16条第1項に規定する不当な取引方法を定めたとき」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（不当な取引方法）

**第3条の2** 条例第16条第1項に規定する規則で定める不当な取引方法は、別表のとおりとする。

第41条を第42条とし、第40条を第41条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

（密接関係事業者）

**第40条** 条例第50条第1項に規定する当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 当該事業者と消費者との間における契約に関して、当該事業者と取引するもの
- (2) 当該事業者と消費者との間における契約に関する事項であって、消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示するもの

附則の次に次の別表を加える。

### 別表（第3条の2関係）

1 条例第16条第1項第1号の規定に該当する不当な取引方法

- (1) 契約の勧誘の意図を明らかにせず、又は契約の勧誘以外のこと若しくは主な契約以外の契約の締結が主な目的であるかのように告げて、若しくはそのような表示をして、消費者に接近し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居若しくは業務を行っている場所（以下「住居等」という。）を訪問し、又は住居等に電話をかけることにより、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、ファクシミリ装置その他の通信

| 目次  | ページ |
|---|-----|
| <b>規 則</b>                                      |     |
| ○北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則……………（くらし安全課）           | 75  |
| <b>告 示</b>                                      |     |
| ○商品及び役務に係る不当な取引方法の廃止……………（くらし安全課）               | 79  |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（地域医師確保推進室）               | 79  |
| ○土地改良区の役員の退任の届出……………（農業支援課）                     | 79  |
| ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可……………（農業支援課）      | 79  |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）                  | 80  |
| ○土地改良法による道営換地処分（3件）……………（農業施設管理課）               | 80  |
| ○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）……………（治山課）                 | 80  |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）                 | 80  |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）                  | 81  |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）              | 81  |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）                 | 82  |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）          | 82  |
| ○知事権限に係る保安林の指定の予定の廃止……………（治山課）                  | 83  |
| ○道路の供用の開始……………（道路課）                             | 83  |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）                      | 83  |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課）                  | 83  |
| ○建築士法の規定による指定事務所登録機関の指定……………（建築指導課）             | 83  |
| ○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（会計事務センター） | 84  |
| <b>道人事委員会規則</b>                                 |     |
| ○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………                   | 84  |
| <b>道人事委員会告示</b>                                 |     |
| ○準特地部局の指定の一部改正……………                             | 84  |

**規 則**

北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

機器又は情報処理の用に供する機器を利用して、契約の勧誘に係る表示を送信することにより、消費者の意に反して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

## 2 条例第16条第1項第2号の規定に該当する不当な取引方法

- (1) 消費者の知識、経験、財産、収入、職業、身体、家族構成、住居等の状況に照らして不相当と認められる商品若しくは役務（以下「商品等」という。）の供給を内容とする契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

## 3 条例第16条第1項第3号の規定に該当する不当な取引方法

- (1) 供給する商品等の品質、安全性、内容、取引の条件若しくは取引に関する事項その他の消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項（以下「商品等に関する重要事項」という。）に関する情報であって、事業者が保有し、又は保有すべきものを消費者に提供せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 商品等に関する重要事項について、実際の商品等又は他の事業者により供給される商品等よりも著しく優良又は有利であると消費者を誤認させる言動又は表示（以下「言動等」という。）を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 商品を設置し、若しくは利用すること又は役務の提供を受けることが法令、条例若しくは規則又は消費者の所属する団体の規約等により義務づけられていると消費者を誤認させる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 国、地方公共団体その他の公共団体若しくは著名な法人若しくは団体（以下「国等」という。）の職員である、又は国等の許可、認可、後援、委託等の関与を得ていると消費者を誤認させる言動等を用いて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 消費者が過去に締結した契約関係を利用して、当該消費者に対して、当該契約を継続し、又は新たな契約を締結する義務があると誤認させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 消費者若しくはその関係人の情報又はそれらの者が過去にかかわった取引における情報を利用して、当該消費者に対して、過去の不利益を回復し、又は現在被っている不利益の拡大若しくは新たな不利益の発生を防止すると誤認させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 契約の申込み又は承諾（以下「契約の申込み等」という。）となる行為について、当該行為が契約の申込み等にならないと誤認させる情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 商品等に関する重要事項であって将来において不確実な事項について断定的判断を消費者に提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (9) 第1号から前号までに掲げるもののほか、消費者に対し、商品等に関する重要事項に

係る情報を提供せず、事実と異なる情報その他の誤認させる情報を提供し、又は将来において不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

## 4 条例第16条第1項第4号の規定に該当する不当な取引方法

- (1) 消費者を威迫して困惑させる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 消費者の不幸を予言し、又は示唆し、消費者の不安をおおる言動その他の消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 主な契約対象以外の商品等を無償又は著しい廉価で供給することにより、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、主な契約対象の商品等について契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 恋愛感情を利用し、又は親切を装うことにより生じた消費者の心理的な負担を利用して、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、長時間にわたって当該消費者の住居等にとどまり、若しくは当該消費者を拘束し、又は執ように反復して説得することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 正当な理由なく、早朝、深夜、勤務時間その他の消費者の私生活又は業務に支障のある時間に、その住居等を訪問し、電話をかけ、又はその他私生活若しくは業務の平穩を害する方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 消費者が勧誘を受けることを拒絶し、又は契約を締結しない旨の意思を示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 消費者が事業者に対し消費者の住居等から退去すべき旨の意思を示しているにもかかわらず、当該住居等から退去せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (9) 消費者が勧誘を受けている場所から退去する旨の意思を示しているにもかかわらず、当該場所からの消費者の退去を妨げることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (10) 消費者の意に反して、検討する時間又は関係人に相談する機会を与えずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (11) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等に商品を送付し、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (12) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等の供給を行い、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘

し、又は契約を締結させること。

- (13) 消費者の意に反して、執ように資金の借入れその他の資金の調達を勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (14) 消費者の同意なく入手した当該消費者の個人情報又は過去の取引に関する情報を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (15) 第1号から前号までに掲げるもののほか、消費者を威迫して困惑させ、不安にさせ、若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

#### 5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法

- (1) 消費者の年齢、職業、収入その他の事項について、契約に関する書面又はこれに付随する書面（以下「契約書面等」という。）に虚偽の記載をし、又は消費者に虚偽の記載をさせることにより、当該消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させること。
- (2) 契約書面等に消費者が行った意思表示と異なる内容を記載して、消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させること。
- (3) 事業者の氏名若しくは名称又は住所その他の連絡先について、消費者に対して明らかにせず、又は虚偽の内容を告げることにより、消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させること。
- (4) 消費者に対し名義の貸与を求め、又は消費者の同意なく名義を使用して、当該消費者の意に反する債務を負担させる契約を締結させること。
- (5) 消費者にとって過大な量の又は不当に長期にわたる商品等の供給を内容とする契約を締結させること。
- (6) 消費者の返済する能力を超えることが明らかな信用の供与を伴う契約を締結させること。
- (7) 商品等の価値に比して著しく高額な価格を定める内容の契約を締結させること。
- (8) 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額な又は高率な負担を求める内容の契約を締結させること。
- (9) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた事業者の損害賠償の責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵に係る事業者の修補する責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。
- (10) 商品等の供給を受ける際に必要なクレジットカード、会員証その他の資格を証するものが第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負わせる内容の契約を締結させること。
- (11) 消費者による契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限する内容の契約を締結させること。

(12) 消費者に不当に不利な裁判管轄を定める内容の契約を締結させること。

- (13) 第1号から前号までに掲げるもののほか、法令の規定に比べて消費者の権利を制限し、又は義務を加重する等信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること。

#### 6 条例第16条第1項第6号の規定に該当する不当な取引方法

- (1) 正当な理由なく、早朝、深夜、勤務時間その他の消費者等（消費者及びその債務を原因として法律上の支払義務を負う者をいう。以下同じ。）の私生活又は業務に支障のある時間に、その住居等を訪問し、電話をかけ、又はその他の私生活若しくは業務の平穩を害するような方法を用いて、当該消費者等に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。以下この項において同じ。）に基づく債務の履行を強要し、又は債務を履行させること。
- (2) 消費者等を欺き、威迫して困惑させる等の不当な手段を用いて、消費者等に金融機関、事業者若しくは消費者の関係人から預貯金の払戻し若しくは借入れをさせ、又は生命保険契約の解約その他の資産の現金化をさせることにより、当該消費者等に金銭を調達させて契約に基づく債務の履行を強要し、又は当該債務を履行させること。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第38条に規定する信用情報機関、貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第15項に規定する信用情報提供等業務を行う者その他これらに類する者で購入者の支払能力に関する情報の収集及び与信業者等に対する当該情報の提供を業とするものをいう。）若しくは消費者等の関係人に通知し、又は不特定多数の者に流布する旨の言動等を用いることにより、当該消費者等を心理的に圧迫して、契約に基づく債務の履行を強要し、又は債務を履行させること。
- (4) 契約の成立若しくは有効性又は債務の履行を請求するための前提となる事項について当事者間に争いがあるにもかかわらず、契約の成立若しくは有効性又は債務の履行の請求の正当性を一方的に主張して、消費者等に契約に基づく債務の履行を強要し、又は債務を履行させること。
- (5) 事業者を特定する情報又は請求の根拠について明らかにせず、又は偽って、消費者等に契約に基づく債務の履行を強要し、又は債務を履行させること。
- (6) 消費者等の関係人で法律上の支払義務のない者に対して、正当な理由なく、早朝、深夜、勤務時間その他の私生活又は業務に支障のある時間に、その住居等を訪問し、電話をかけ、又はその他の私生活若しくは業務の平穩を害するような方法を用いて、当該消費者等の債務の履行に協力するよう要求し、又は協力させることにより、当該消費者等に契約に基づく債務の履行を強要し、又は債務を履行させること。
- (7) 第1号から前号までに掲げるもののほか、消費者等を欺き、若しくは威迫して困惑させ、又は消費者等の意に反して、長時間にわたり執ように反復する方法その他の不当な

手段を用いて、当該消費者等に契約に基づく債務の履行を強要し、又は当該債務を履行させること。

7 条例第16条第1項第7号の規定に該当する不当な取引方法

- (1) 契約に基づく債務について、履行期限が過ぎているにもかかわらず、消費者からの履行の督促に対して適切に対応せず、又は正当な理由なく履行を拒否し、若しくは不当に遅延させること。
- (2) 契約に基づく債務について、履行期限前において、直ちに履行に着手しなければ期限内に履行されないことが明らかであるにもかかわらず、正当な理由なく債務の履行に着手しないこと。
- (3) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合又は取引関係が反復し実質的に継続していると認められる場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は適切に事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

8 条例第16条第1項第8号の規定に該当する不当な取引方法

- (1) 消費者のクーリング・オフの権利（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項に規定する申込みの撤回等を行う権利その他これに類する法令の規定又は契約により認められた権利をいう。以下同じ。）の行使に際して、当該消費者の当該申込みの撤回等を拒否し、若しくは無視し、消費者を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又はその他の不当な方法を用いて、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げること。
- (2) 消費者の口頭によるクーリング・オフの権利の行使の意思表示に対し、書面により行使すべきことを告げず、又は口頭により行使することを認めたにもかかわらず、後に書面によらないことを理由として、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げること。
- (3) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、役務の対価又は商品の使用により得られた利益の請求その他の法令上根拠のない要求をして、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げること。
- (4) 法令において使用又は消費により消費者がクーリング・オフの権利を行使することができないこととなる商品を、消費者の自発的意思を待つことなく、使用させ、又は消費させることにより、当該消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げること。
- (5) 継続的に商品等を供給する契約について、消費者の正当な根拠に基づく解除の申出を拒否し、若しくは無視し、若しくは解除に伴う不当な違約金若しくは損害賠償金の請求その他の法令上根拠のない要求をし、又は当該消費者を欺き、威迫し、困惑させ、若しくは執ように翻意を求める方法その他の不当な方法を用いて、当該契約の解除を妨げること。
- (6) 申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、法令又は契約に基づく返金、原状回復又は損害賠償に係る債務について、正当な理由なく完全な履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

- (7) 第1号から前号までに掲げるもののほか、消費者が申込みの撤回等を行うことを妨げ、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

9 条例第16条第1項第9号の規定に該当する不当な取引方法

- (1) 信用の供与に係る債権及び債務について、消費者に対して自ら若しくは販売業者等（商品等の供給を行う事業者及びその取次店、代理店その他の実質的な商品等の供給を行うものをいう。以下同じ。）を通じて重要な情報を提供せず、又は消費者を誤認させるような情報を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させること。
- (2) 与信契約等による信用の供与が消費者の返済能力を超えることが明らかであるにもかかわらず、当該与信契約等の締結を勧誘し、又は当該与信契約等を締結させること。
- (3) 個別信用購入あっせん関係受領契約（割賦販売法第35条の3の3第1項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約をいう。）を締結しようとする場合に、当該消費者が当該個別信用購入あっせん関係受領契約に係る取引の内容を理解していることについて適切に確認することなく、当該契約を締結させること。
- (4) 販売業者等の行為が条例第16条第1項第1号から第8号までに規定する不当な取引方法のいずれかに該当することを知りながら、又は加盟店契約に基づく関係その他の提携関係にある販売業者等の行為に関し適切に調査していればそのことを知ることができたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させること。
- (5) 与信契約等において、消費者が販売業者等に対して生じている事由をもって正当な根拠に基づき債務の履行を拒絶しているにもかかわらず、消費者等に当該債務の履行を要求し、又は当該債務を履行させること。

別記第1号様式中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の2（第2条関係）

不当な表示是正勧告書

記 号  
年 月 日

住 所

氏 名

様

北 海 道 知 事 団

北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）第15条の2第3項の規定により、次のとおり消費者を誤認させる表示を行わないよう勧告します。

なお、勧告に従わなかったときは、同条例第51条第1項の規定により、勧告に従わない旨を公表することがありますので、念のため申し添えます。

| <p style="text-align: center;">記</p> <p>対象商品</p> <p>1 対象役務</p> <p>2 勧告事項</p> <p>3 勧告理由</p> <p>別記第3号様式中「第17条第2項」を「第17条第3項」に改める。</p> <p>別記第14号様式中「(第40条関係)」を「(第41条関係)」に改め、「第15条」の次に「第15条の2」を加え、「に対し」を「その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの(以下この項において「事業者等」という。)に対し」に、「事業者の」を「当該事業者等の」に、「若しくは関係者」を「若しくは当該事業者等の関係者」に改める。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> | <p>イ 住 所 札幌市北区北11条西4丁目1番地</p> <p>4 落札金額</p> <p>(1) 14,451,200円</p> <p>(2) 35,500,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続</p> <p>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告</p> <p>平成21年12月25日付け北海道告示第824号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室</p> <p>(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目</p>  |                            |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
|---|---|----------------------------|---------|---------------|---------|--------|----------------------------|---|----------|---|---|----------|---|---|----------|---|---|----------|---|---|----------|---|---|----------|---|---|---------|---|---|---------|---|
| <p><b>告 示</b></p>   | <p><b>北海道告示第129号</b></p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、旭川土地改良区から、次のとおり役員の内退の届出があった。</p> <p>平成22年2月26日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所</p> <p>平成22. 2. 1 理 事 滝 沢 良 春 旭川市西神楽3線26号552番地の12</p>  |                            |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| <p><b>北海道告示第127号</b></p> <p>平成13年北海道告示第1247号(商品及び役務に係る不当な取引方法)は、廃止し、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>平成22年2月26日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p>   | <p><b>北海道告示第130号</b></p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。</p> <p>平成22年2月26日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土地改良区名</th> <th>土地改良施設名</th> <th>管 理 規 程 の 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門別土地改良区</td> <td>庫富3揚水機</td> <td>維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>清島第24頭首工</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>清島第28頭首工</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>清島第30頭首工</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>清島第31頭首工</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>清島33号頭首工</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>正和14号頭首工</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>里平1号頭首工</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>里平2号頭首工</td> <td>同</td> </tr> </tbody> </table> | 土地改良区名                     | 土地改良施設名 | 管 理 規 程 の 概 要 | 門別土地改良区 | 庫富3揚水機 | 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。 | 同 | 清島第24頭首工 | 同 | 同 | 清島第28頭首工 | 同 | 同 | 清島第30頭首工 | 同 | 同 | 清島第31頭首工 | 同 | 同 | 清島33号頭首工 | 同 | 同 | 正和14号頭首工 | 同 | 同 | 里平1号頭首工 | 同 | 同 | 里平2号頭首工 | 同 |
| 土地改良区名  | 土地改良施設名   | 管 理 規 程 の 概 要              |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| 門別土地改良区   | 庫富3揚水機  | 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。 |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| 同   | 清島第24頭首工  | 同                          |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| 同   | 清島第28頭首工  | 同                          |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| 同   | 清島第30頭首工  | 同                          |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| 同   | 清島第31頭首工  | 同                          |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| 同   | 清島33号頭首工  | 同                          |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| 同   | 正和14号頭首工  | 同                          |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| 同   | 里平1号頭首工   | 同                          |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| 同   | 里平2号頭首工   | 同                          |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |
| <p><b>北海道告示第128号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成22年2月26日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) TV会議システム及び周辺機器 一式</p> <p>(2) 遠隔画像診断システム、遠隔病理診断システム及び周辺機器 一式</p> <p>2 落札を決定した日</p> <p>平成22年1月27日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1)ア 氏 名 オーライソフトウェア株式会社</p> <p>イ 住 所 東京都千代田区飯田橋4-8-13</p> <p>(2)ア 氏 名 株式会社ムトウ</p>                           |   |                            |         |               |         |        |                            |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |          |   |   |         |   |   |         |   |

|         |          |                            |
|---------|----------|----------------------------|
| 門別土地改良区 | 美宇46号頭首工 | 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。 |
| 同       | 美宇60号頭首工 | 同                          |
| 同       | 太陽62号頭首工 | 同                          |
| 同       | 太陽64号頭首工 | 同                          |

**北海道告示第131号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（幾千世地区畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良、暗きょ排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成22年3月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道告示第132号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、石狩市柏木大成地区の換地処分をした。

平成22年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道告示第133号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、当別町若葉西地区の換地処分をした。

平成22年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道告示第134号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新篠津村西原地区の換地処分をした。

平成22年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道告示第135号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字平宇1154の8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第136号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字茂草586（次の図に示す部分に限る。）、585の1
- 2 指 定 の 目 的 魚つき
- 3 指 定 施 業 要 件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第137号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第

249号) 第29条の規定による通知があった。

平成22年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 久遠郡せたな町大成区長磯284の5 (次の図に示す部分に限る。)、257、285

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ナイヲロ186地先・字ヲチカフナイ155の1地先・820地先・820 (以上3筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第138号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 中川郡幕別町字美川563の1・564の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び幕別町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第139号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町 (次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新ひだか町 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町 (次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市 (次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに函館市役所及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
      - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
  - 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産

業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第141号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 名寄市・新冠郡新冠町・足寄郡足寄町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
新冠町（次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町・上川郡新得町・清水町・中川郡本別町・豊頃町・足寄郡足寄町・十勝郡浦幌町・空知郡中富良野町（以上8町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
新冠町・新得町・清水町・本別町・豊頃町・足寄町・浦幌町・中富良野町（以上8町について次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに名寄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第142号

平成21年北海道告示第827号（知事権限に係る保安林の指定の予定）は、廃止する。  
平成22年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ

| 路線名         | 供用開始の区間                             | 供用開始の期日    |
|-------------|-------------------------------------|------------|
| 道道 旅来豊頃停車場線 | 中川郡豊頃町旅来1番地先から同郡豊頃町安骨131番地先まで       | 平成22. 2.26 |
| 道道 帯広浦幌線    | 中川郡豊頃町十弗295番1地先から同郡豊頃町十弗宝町63番地先まで   | 同          |
| 道道 豊頃糠内芽室線  | 中川郡豊頃町農野牛792番地先から同郡豊頃町農野牛888番地先     | 同          |
| 道道 池田停車場高島線 | 中川郡池田町字高島62番35地先から同郡池田町字高島62番32地先まで | 同          |

### 北海道告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名及び区域

| 路線名   | 区間                                | 変更前後の別 | 敷地の幅員            | 延長        | 国道等との重複区間 |
|-------|-----------------------------------|--------|------------------|-----------|-----------|
| 帯広浦幌線 | 中川郡豊頃町十弗295番1地先から同郡豊頃町十弗宝町63番地先まで | 前      | 16.47mから38.90mまで | 1,228.00m | —         |

|       |                                      |   |                   |           |   |
|-------|--------------------------------------|---|-------------------|-----------|---|
| 本別士幌線 | 中川郡本別町押帯225番5地先から河東郡士幌町字士幌169番12地先まで | 前 | 22.61mから74.71mまで  | 1,150.00m | — |
|       |                                      | 後 | 16.47mから38.90mまで  | 1,228.00m | — |
|       |                                      | 後 | 22.61mから74.71mまで  | 1,150.00m | — |
|       |                                      | 前 | 15.00mから97.00mまで  | 3,566.00m | — |
|       |                                      | 前 | 21.00mから106.50mまで | 3,460.27m | — |
|       |                                      | 後 | 15.00mから103.00mまで | 3,566.00m | — |
|       |                                      | 後 | 21.00mから106.50mまで | 3,460.27m | — |

### 北海道告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成22年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・1・47号札幌新道）
- (3) 事業施行期間 平成15年10月10日から平成28年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし
- 2(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・7号西7丁目通）
- (3) 事業施行期間 平成12年8月25日から平成26年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし
- 3(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・15号福住・桑園通）
- (3) 事業施行期間 平成12年8月25日から平成26年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし

### 北海道告示第146号

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第4号

平成19年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成21年12月26日から適用する。ただし、別表イの表釧路の項の改正規定中厚岸警察署尾幌駐在所に係る部分は、平成22年1月31日から適用する。

平成22年2月26日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

別表イの表釧路の項中「厚岸町大字苦多村字尾幌」を「厚岸町尾幌」に、「中標津町計根別本通東1丁目」を「中標津町計根別本通西2丁目」に改める。

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定により指定事務所登録機関を指定したので、同法第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定事務所登録機関の名称及び住所
  - (1) 名 称 社団法人北海道建築士事務所協会
  - (2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11番地大五ビル6階
- 2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地  
札幌市中央区大通西5丁目11番地大五ビル6階
- 3 事務所登録等事務の開始の日  
平成22年4月1日
- 4 指定年月日  
平成22年2月17日

北海道告示第147号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成22年3月31日から施行する。

平成22年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項有限会社サイコー商会の事項を削る。

道 人 事 委 員 会 規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月26日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1204

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

別表イの表函館の項中「八雲町熊石雲石町」を「八雲町熊石根崎町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成21年12月22日から適用する。